

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和8年 7月30日(木) 午前9時30分から午前10時44分
会議場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
出席委員	【農業委員(出席18名、欠席1名)】 ・出席委員：1番吉岡秀明委員、2番渡辺 朗委員、3番山口久行委員、4番原 仁志委員、5番近藤栄樹委員、6番齊藤嘉一委員、7番米原文明委員、8番山岸寛幸委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、11番福田幸生委員、12番沢田昌三委員、13番磯谷はるみ委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、16番齋藤 登委員、17番松澤正善委員、18番高澤直也委員 ・欠席委員：19番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席15名、欠席3名)】 ・出席委員：1番磯貝泰助委員、3番石塚明夫委員、4番梅沢正栄委員、6番古畑一弘委員、7番仲澤武男委員、8番池原栄一委員、9番荻野輝道委員、10番田上浩和委員、11番中村芳仁委員、12番池亀健一委員、14番利根川保雄委員、15番楯立 力委員、16番土澤健一委員、17番藤巻邦子委員、18番小川博嗣委員 ・欠席委員：2番青代明彦委員、5番金子 学委員、13番中村 仁委員 (以上、出席33名)
出席職員	農業委員会事務局 古平局長、井上次長、小島係長(書記)、池原主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	2番 委員
	4番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.16～No.19 4件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
No.24～No.28 5件

報告第3号 農地の休耕及び増反届
No.11 1件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届
No.1～No.2 2件

報告第5号 農地の潰廃届
No.1～No.2 2件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.9～No.12 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請
No.1 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
No.11～No.13 3件

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.85～No.89 5件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

8月31日(月) 9時30分開会 市役所201・202会議室

【連絡事項】

① 広報誌「農業委員会だより」発行

② 農地パトロールの実施

例年8月実施だが、今年は改選があったので次の日程で実施

- ・9月30日(水)の定例会(合同)で実施要領の説明

- ・10月から11月に実施

③ 議案の様式の確認

④ 今後の行事等の案内

- ・新人委員研修会(長岡市) 8月6日(木)※欠席の場合は連絡を

- ・新潟県農業委員会大会(新潟市) 10月19日(月)※詳細は後日

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、農業委員 19 番樋口佐登子委員の 1 名です。 農地利用最適化推進委員は 2 番青代明彦委員、5 番金子学委員、13 番中村仁委員の 3 名で、委員計 4 名が欠席です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。
議長	日程第 1＝議事録署名委員の指名 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。 議事録署名委員には、2 番渡辺朗委員、4 原仁志委員を指名いたします。
議長 池原主査	日程第 2＝報告事項 <報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知> 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 4 件ございます。 説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 16 番、上早川地区 大平地内の 2 筆 1, 217 m²については、圃場整備のため解約するものです。 17 番、上早川地区 大平地内の 3 筆 3, 087 m²については、圃場整備のため解約するものです。 18 番、上早川地区 大平地内の 2 筆 1, 665 m²については、圃場整備のため解約するものです。 19 番、上早川地区 砂場地内の 2 筆 1, 113 m²については、圃場整備のため解約するものです。 以上で説明を終わります。

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い> 報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて5件ございます。
小島係長	説明を求めます。 報告いたします。3頁をご覧ください。 24番糸魚川地区、中央1丁目地内の1筆165㎡について、転用許可が出ており、現況は宅地です。 25番、26番今井地区、大谷内地内の7筆499.52㎡について、現況は山林及び原野です。 27番糸魚川地区、京ヶ峰1丁目地内の1筆179㎡について、転用許可が出ており、現況は宅地です。 28番小滝地区、小滝地内の1筆148㎡について、現況は宅地です。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第3号 農地の休耕及び増反届> 報告第3号、農地の休耕及び増反届について1件ございます。説明を求めます。
池原主査	報告いたします。4頁をご覧ください。 11番根知地区 蒲池地内の5筆519㎡については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。

議長 小島係長	＜報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届＞ 報告第4号、農地の用途変更及び嵩上げ届について2件ございます。説明を求めます。 報告いたします。5頁をご覧ください。 1番糸魚川地区、南寺町2丁目地内の2筆997㎡については、隣接する道路の高さに合わせて嵩上げし、畑に活用したいものです。 2番糸魚川地区、押上1丁目地内の3筆560㎡については、隣接する道路の高さに合わせて嵩上げし、畑に活用したいものです。 以上で説明を終わります。 議長 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長 小島係長	＜報告第5号 農地の潰廃届＞ 報告第5号、農地の潰廃届について2件ございます。説明を求めます。 報告いたします。6頁をご覧ください。 1番、2番大野地区、大野地内の2筆計2,776㎡については、現在の農道が狭いことから利便性や安全性を考慮し拡張したいものです。 以上で説明を終わります。 議長 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。
議長 小島係長	日程第3＝付議事項 ＜議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請＞ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。7頁をご覧ください。

	9 番下早川地区、道明、堀切、上覚、東川原地内の 9 筆 4,570 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 4 をご覧ください。申請地は大きく 2 箇所あり、譲渡人が高齢のため管理できないことから、子に譲渡したいというものです。 10 番下早川地区、四ツ屋地内の 2 筆 458 m²について所有権移転売買です。地図 No. 5 をご覧ください。申請地は四ツ屋地内の畑です。譲渡人は市外に在住しており管理ができないので、譲受人に譲り渡したいというものです。 なお、対象地は、申請者が購入した空き家に隣接する休耕畑であり、現在、柿の木があります。空き家を購入した申請者が月に 1 度訪れて宅地と一体的に管理するとのことです。 11 番西海地区、来海沢内の 2 筆 1,000 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 6 をご覧ください。申請地は県道上町屋釜沢糸川線沿いの田であります。譲渡人は市外に在住しており管理ができないことから、申請地での耕作を希望する譲渡人に譲渡したいものです。 12 番能生谷地区、桂地内の 2 筆 243 m²について所有権移転売買です。地図 No. 7 をご覧ください。申請地は市道桂下川原線沿いの田であります。譲渡人は高齢であり管理ができないことから、申請地での耕作を希望する譲渡人に譲渡したいものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。
福田委員	10 番の案件である。畑となっているが、実際にここにいない者が畑をできるのか。
小島係長	地目は畑となっているが、現場では柿の木が植わっており、その管理であることから果樹栽培で申請されている。
福田委員	外国籍の永住権や在留資格の問題が国会でも話題になっている中、このように外国籍の方が農地の取得を希望しているものなのか、慎重に議論が必要だ。
池原推進委員	寺町区でもこのような件は問題になっている。寺町区有地を外国籍の方が買い求めるケースがあったが、それらの問題を勘案し、寺町区として不可とした。
渡辺委員	地区担当としては、農地取得に関して反対ではないが、このような

小島係長	話を地元区長も、近所の方も知らなかった。そういった状況の中で担当委員の意見を求められても回答しにくい。 今回のケースは、事前に地区担当の吉岡委員にも事前に説明させていただいた。以前の農地法では、農地取得にかかる条件が厳しく、下限面積を設けて一定規模の面積の農業経営をしている者でないと取得ができなかったが、平成 21 年の農地法改正で農地法第 3 条の許可要件を満たせば、年齢、性別、国籍問わず取得ができる。ゆえに、今回の樹園地としての管理ができるのであれば、不許可としにくい状況である。
福田委員	柿の木の管理であっても、そもそもここに住んでいない外国籍の者が管理できるのか。在留期間を終えて日本を離れれば管理ができなくなるのではないのか。そうなった際は誰の責任になるのか。そのあたりが明確になっていなければ許可は慎重にならざるを得ない。
山岸委員	そもそも農地法の制限がなくても空き家の取得は終えているのではないのか。今の所有者が管理できないのであるから、空き家取得した申請者が、宅地と一体的に管理してもらえばいいのではないのか。
小島係長	渡辺委員の地元への周知であるが、事前のヒアリングの際には周辺住民への周知済みと聞いている。ただ、区長への連絡はしていないとのことである。空き家の取得は済みと聞いている。
磯谷委員	管理の問題であるが、日本人であっても市外に出ている方が管理できないケースがあるので、そういった際にはご近所等から管理してもらうケースが多いと思う。そういった意味でも近所付き合いが重要であるから、もっとコミュニティが形成されてからの申請でもいいのではないのか。既に空き家を取得して農地の取得も急いでいるのか。
小島係長	近所の付き合い、コミュニティに馴染むことは重要である。この部分については、農地法第 3 条の許可要件の「地域との調和」でもあるので重要視したい。
福田委員	柿の木の管理は、柿の実が原因で熊が出ている実情から、市も補助金を出して柿の木の伐採を促している。当区でも集落内の柿の木を伐採している。そもそも管理ができるかどうか不明の状態、柿の実を残して熊の被害が出たときに誰が責任を負うのか。
古平局長	今回の外国籍の方からの農地法第 3 条申請は初めての案件で、今回の結論が今後の対応のベースになってくる。

小島係長	申請内容を農地法第3条の許可要件に照らし合わせ、概ね2つの視点で許可に要する担保が不足していると考える。1つには適正管理ができるか、2つ目に地域との調和が図れるかである。この視点で今一度担保されるような対応を申請者ができるのか見定める必要がある。ゆえに今回の当案件は保留とし、その旨を申請者に伝える。
議長	他にご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は10番を除き、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。
小島係長	1番、青海地区、田海地内の1筆262㎡については、駐車場の転用です。地図No. 8をご覧ください。申請地は、市道藪崎後久2号線沿いの申請者自宅脇の休耕田です。車両が増え手狭になっていることから、自宅隣に駐車場を整備したいというものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。
小島係長	11番、大和川地区、大和川地内の1筆224㎡については、駐車場の転用です。地図No. 9をご覧ください。申請地は、市道大和川海浜線

	に隣接する休耕畑です。申請人は、対象地の隣地にコンテナハウスがあり、その駐車場として整備したいというものです。 12 番糸魚川地区、東寺町 2 丁目地内の 4 筆 1,890 m²と、13 番の南寺町 2 丁目地内の 1 筆 900 m²については、宅地造成に伴う転用です。地図 No. 10 と 11 をご覧ください。申請地は 12 番が市道新幹線寺町押上側道線沿いと、13 番は市道薫徳寺通 2 号線沿いの休耕田であります。譲受人は対象地で 8 区画と 4 区画の宅地造成を行いたいことから申請したものです。原則、宅地造成の転用はできないのですが、対象地は特例の条件である都市計画法の用途地域の居住地にあることから転用申請に至ったものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見> 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について 5 件ございます。
池原主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。12 頁からとなります。 85、86 番下早川地区 谷根地内の 5 筆 4,817 m²については、更新です。 87 番下早川、大和川地区の下出、大和川地内の合計 7 筆 16,450 m²については、更新です。 88 番上早川地区 大平、中川原新田地内の 6 筆 8,037 m²については、更新です。 89 番根知地区 大工屋敷地内の 1 筆 2,011 m²については、更新です。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

議長 小島係長 議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 日程第４＝その他 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 ８月３１日(月) ９時３０分開会 市役所 201・202 会議室です。 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。 以上
------------------------------	--